**多久市団結クーポン券事業（第４弾）取扱店募集要項**

**1　趣旨**

食料品や燃料費等の価格上昇の影響を受けている市民生活の支援のため、「多久市団結クーポン券（第４弾）」を発行するにあたり、取扱店を募集いたします。

**2　多久市団結クーポン券（第４弾）の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 配布対象者 | 令和７年７月１日に多久市の住民基本台帳に記録されている者 |
| 配布内容 | 配布対象者１人につき2,500円分(500円券5枚) |
| 有効期限 | 郵送到着後～令和７年１２月３１日(水)　※８月上旬頃に発送予定 |
| 使用方法等 | 多久市団結クーポン（第４弾）の取扱店で、購入額（消費税及び地方消費税を含む。）が、使用するクーポン券の額面以上の場合に使用枚数に制限なく利用できます。おつりは出ません。※例1： 600円のお買い物⇒500円券が1枚使用可能。※例2： 2,800円のお買い物⇒500円券が５枚(合計2,500円分)使用可能。 |
| 使用対象外 | 以下の支払いは、多久市団結クーポン券を使用できません。①不動産や金融商品②商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの③性風俗関連特殊営業に関するもの④国税、地方税や使用料などの公租公課 |

**3　取扱店応募資格**

多久市内に事業所を有する者。

※佐賀県暴力団排除条例の規定に基づく排除措置の対象となる者を除く。

**4　取扱店の責務・注意事項**

1. 取扱店であることが明確となるよう、別途配布する加盟店ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
2. 物品の販売にあたり、クーポン券の受け取りを拒まないこと。

ただし、使用対象外の物品の販売にあたっては、クーポン券を受け取らないこと。

1. クーポン券による物品の販売にあたっては、おつりを支払わないこと。
2. 有効期間を過ぎたクーポン券は受け取らないこと。

また、偽造・変造が疑われるクーポン券は受け取らず、速やかに警察へ通報し、併せて、

その旨を多久市へ連絡すること。

1. クーポン券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
2. 取扱店に対して実施するアンケート調査など、多久市、その他本事業に係る関係者の事業運営に協力すること。
3. 使用者の個人情報を他に漏らしてはならない。
4. クーポン券の盗難・紛失・滅失または偽造等に対して、多久市は責を負わない。
5. 多久市は、取扱店が本募集要項に反する行為を行った場合は、取扱店登録を取り消すことができるものとする。
6. 本事業で取扱店が得た収入は、課税対象となる。

**5　換金について**

|  |  |
| --- | --- |
| 換金受付場所 | 多久市商工会 |
| 換金方法 | 口座振込 |
| 換金手数料 | 無料 |
| 換金受付期間 | 令和７年８月１８日（月）～令和８年１月３０日（金）※上の期間で土日祝日と１２月２７日から1月４日までを除いた、9:00～11:30　13:00～15:00で受け付けます。 |
| 振込日 | 受付日 1 ～ 5日 →　振込日 10日受付日 6 ～ 10日 →　振込日 15日　　**※振込日が土日祝の場合は、**受付日 11 ～ 15日 →　振込日 20日　　　**翌営業日に振込を行います。**受付日 16 ～ 20日 →　振込日 25日受付日 21 ～ 25日 →　振込日 月末受付日 26 ～ 月末 →　振込日 翌月５日 |

**6　登録申込方法等**

|  |  |
| --- | --- |
| 登録料 | 無料 |
| 申込方法 | 別紙の「多久市団結クーポン券取扱店申込書」を多久市商工会または多久市　商工観光課に提出してください（FAX・メール可）。**振込口座の確認のため、金融機関、支店名、口座番号、名義人が記載されている通帳（見開き）のコピーを添付してください。** |
| 申込期限 | **令和７年７月７日（月）15時**※期限後も随時受け付けますが、クーポン券と同封する「多久市団結クーポン券取扱店一覧表」に掲載できませんのでご了承ください。申込期限を過ぎて申込みがあった場合は、市のホームページ等でお知らせします。 |

問い合わせ・申込先

・多久市商工会（〒846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小待687-19）

電話：0952-74-2144　/　FAX：0952-74-4090　/　メール：taku@sashoren.or.jp

・多久市商工観光課（〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7-1）

電話：0952-75-2117 / FAX：0952-75-2129　/　メール : shokokanko@city.taku.lg.jp

**多久市団結クーポン券　取扱店申込書**

私は、「多久市団結クーポン券事業(第4弾)取扱店募集要項」に同意し、多久市団結クーポン券の取扱店として登録を申し込みます。

　また、取扱店に対して実施するアンケート調査へ協力するとともに、下記の誓約事項について　誓約し、必要な場合には佐賀県警察本部に照会を行うことを承諾します。

令和７年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業所名 | （ふりがな） |
|  |
| ２ | 代表者名 |  |
| ３ | 「取扱店一覧表」に掲載する名称※事業所名と同じなら不要 |  |
| ４ | 振込口座名※換金時の口座名と合わせてください。　 | 金融機関名　　　　　　 | 　　　　　　　銀行 | 支店 |
| 口座名義 |  |
| ５ | 事業所住所 | 〒 |  |
| ６ | 事業所電話番号 |  |
| ７ | 地区※〇を付けてください | 北多久町、東多久町、南多久町、多久町、西多久町 |
| ８ | 業種※〇を付けてください | 小売業・飲食業・サービス業・建設業・製造業・その他（　　　　　業） |
| ９ | 営業時間 |  |
| 10 | 定休日 |  |

上記申込内容に相違ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入者　（署名）

※記入いただいた情報は、多久市団結クーポン券事業の実施に必要な範囲でのみ使用します。

【誓約事項】

１．自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団を

いう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用

している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に

協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２．１の（２）から（７）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。